

公立大学法人名古屋市立大学契約事務手続要綱

平成19年2月15日

18 経 営 第 45 号

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
 - 第2章 一般競争入札（第3条～第32条）
 - 第3章 入札後資格確認型一般競争入札（第33条～第40条）
 - 第4章 指名競争入札（第41条～第50条）
 - 第5章 随意契約（第51条～第56条の2）
 - 第6章 契約の締結（第57条～第62条の2）
 - 第7章 工事の請負契約における苦情申立て（第63条～第65条）
 - 第8章 契約審査会（第66条～第69条）
 - 第9章 雑則（第70条～第72条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、工事又は製造の請負、物件の買入れ又は借入れ、役務の委託及び不用品の売払い等の契約に係る標準的な事務手続を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）規程 公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号）をいう。
- （2）特例規程 公立大学法人名古屋市立大学物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年公立大学法人名古屋市立大学規程第4号）をいう。
- （3）契約担当者 理事長の事務を補助執行する者で、契約事務を担当する職員をいう。
- （4）入札参加者 一般競争入札にあつては第3条第1項第17号に定める申請書等を提出した者（入札後資格確認型一般競争入札の場合は次号に定める入札者）、指名競争入札にあつては指名された者をいう。
- （5）入札者 入札を完了した者をいう。（入札が無効とされた者を含む。）
- （6）競争入札参加資格 入札に参加する者に必要な資格をいう。
- （7）特定調達契約 特例規程の規定が適用される契約をいう。
- （8）総合評価落札方式 公立大学法人名古屋市立大学会計規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第60号。以下「会計規程」という。）第35条第3項の規定に基づ

き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本学にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(9)持参入札 あらかじめ理事長が指定する日時及び場所において、入札参加者が書面による入札書を入札箱に直接投入する入札をいう。

(10)郵便入札 持参入札の場合において、所定の要件に該当する者が、あらかじめ理事長が指定する期限までに到達するよう、書面による入札書を入札担当部署に郵送する入札をいう。

(入札方式)

第2条の2 理事長は、契約の種類及び予定価格に応じ、原則として別表1に定めるところにより、入札を行うものとする。

第2章 一般競争入札

(入札公示)

第3条 理事長は、一般競争入札を行う場合は、次の各号に定める事項を公示しなければならない。

(1)入札に付する事項

(2)競争入札参加資格

(3)事業協同組合等の入札参加の可否(競争入札参加資格を満たす第7条第1項各号に定める組合が存在しない場合は省略できる。)

(4)契約条項を示す場所

(5)当該入札公示に係る契約に関する事務を担当する課室の名称

(6)入札の方法

(7)総合評価落札方式による入札の場合は、その旨及び価格その他の条件が本学にとって最も有利なものを決定するための基準

(8)入札の場所及び日時(入札期間及び開札日時を別に定めた場合にあつては、入札書の提出場所及び提出期間並びに開札の場所及び日時)

(9)予定価格を総額で定めるか単価で定めるかの区分

(10)最低制限価格を定めたときは、その旨

(11)入札保証金及び契約保証金に関する事項

(12)契約書作成の要否

(13)競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨

(14)落札者が契約を結ばない場合の賠償額に関すること

(15)入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法(インターネットの利用により入札公示と同時に入札説明書を提供する場合は省略できる。)

(16)入札説明書を有償で交付する場合は、その旨

(17) 競争入札参加資格確認申請書(様式1)及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」という。)の提出の期限、場所及び方法

(18) 当該契約に係る契約の区分及び業種等について名古屋市競争入札参加資格(名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第3条第2項の規定により定めた競争入札参加資格。)の認定を受けている者(以下「登録事業者」という。)でない者の入札参加手続(特定調達契約の場合に限る。)

(19) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公示の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公示の日付(特定調達契約の場合に限る。)

(20) 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る旨(特定調達契約の場合に限る。)

(21) 長期継続契約の場合は、その旨

(22) 落札者の決定方法

(23) 調達手続の延期又は中止等に関する事項

(24) その他必要と認める事項

2 特定調達契約の入札公示においては、次の事項を英語により記載しなければならない。

(1) 調達をする物品等又は役務の名称及び数量

(2) 入札期日

(3) 当該入札公示に係る契約に関する事務を担当する課室の名称

(競争入札参加資格)

第4条 理事長は、前条第1項第2号に定める競争入札参加資格として、次の各号に定める事項を定めなければならない。

(1) 登録事業者であること。

(2) 規程第4条第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 規程第4条第2項の規定に該当する者を入札に参加させないときは、その旨

(4) 入札公示の日から落札決定までの間に公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱(18経営第44号)又は名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)の期間中の者でないこと。

(5) 名古屋市との間で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(6) 入札公示の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置(以下「排除措置」という。)の期間中の者でないこと。

(7) 著しい経営不振の状態にある者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、事業内容や技術的難易度等を考慮し、必要と認められる場合は、次の各号についても競争入札参加資格として定めることができる。この可否及び内容の決定にあたっては、原則として、第66条第1項に定める契約審査会(以下「契約審査会」という。)の審議を経なければならない。

(1)当該契約に係る業種、品目等についての経験又は履行実績若しくは技術的適性の有無等

(2)事業所の所在地(特定調達契約の場合を除く。)

(工事の請負契約における競争入札参加資格の特例)

第5条 前条第2項の規定にかかわらず、理事長は、別表2に定められた業種及び等級に対応する予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約(特定調達契約の場合を除く。)について一般競争入札に付す場合は、高度又は特殊な技術を要する工事を除き、原則として、競争入札参加資格に、市内に本店を有する事業者とする地域要件を設けるものとする。

2 前項以外の業種又は等級に対応する予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約(特定調達契約の場合を除く。)について一般競争入札に付す場合は、工事内容等を考慮して、地域要件設定の可否及び内容について判断するものとする。

(経営状況に係る競争入札参加資格の取扱い)

第6条 第4条第1項第7号に定める著しい経営不振の状態にある者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

(2)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

2 前項の規定にかかわらず、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者は、第4条第1項第7号に定める著しい経営不振の状態にある者には該当しない者とする。

(事業協同組合等の競争入札参加)

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する事業協同組合(以下「組合」という。)と当該組合の組合員との双方を同時に一の競争入札に参加させないものとし、組合と当該組合の組合員との双方が、一の競争入札に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。

(1)中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)によって設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合

(2)中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)によって設立された協業組合、商工組合、商工組合連合会

(3)商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された商店街振興組合、商店街振興組合連合会

(4)有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された有限責任事業組合

2 前項の規定にかかわらず、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者については、特別の理由があり適当と認める場合に限り、入札に参加させることができる。

(入札説明書の交付)

第8条 理事長は、入札説明書には、別冊として仕様書、設計書、契約書案等を含めるものとし、公示後速やかに交付を開始しなければならない。

2 入札説明書において、次の事項を明らかにするものとする。

(1)申請書等に関する事項

(2)申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。

(3)提出された申請書等は返却しないこと。

(4)提出期限後は提出された申請書等の差替え又は再提出は認めないこと(契約担当者から第11条第5項に定める指示があった場合を除く。)

(5)申請書等に関する問い合わせ先

(6)次条に定める質問書に関する事項

(7)第11条及び第12条に定める無資格理由の説明に関する事項

(8)積算内訳書の提示又は提出に関する事項(入札参加者に対し、積算内訳書の提示又は提出を求める場合に限る。)

(9)苦情の申立てに関する事項(特定調達契約の場合に限る。)

(10)その他必要と認める事項

3 入札説明書は、理事長が認めた者に、有償で交付させることができる。

(入札説明書に対する質問)

第9条 理事長は、工事の請負契約に係る一般競争入札を行う場合において、入札説明書に対する質問書の提出があったときは、その質問に対する回答書を閲覧に供さなければならない。

2 質問書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日から第11条に定める無資格理由の説明の回答期限の日の翌日までとする。

3 質問書の提出方法は、理事長が指定し、提出期間とともに入札公示又は入札説明書に記載するものとする。

4 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期間の末日の翌日から起算して5日後の日までに開始し、少なくとも入札期日の前日まで行わなければならない。

(申請書等の提出)

第10条 一般競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格を確認するため、申請書等を提出しなければならない。

2 申請書等の提出期限は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から起

算して10日(土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「休日」という。)を含まない。)後の日までとする。

- 3 前項に定める期限までに申請書等を提出しない者は、当該入札に参加することができない。

(競争入札参加資格の確認及び通知)

第11条 理事長は、申請書等の提出期限の日現在をもって、申請書等の提出者(以下「申請者」という。)の競争入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

- 2 前項の確認は、原則として、契約審査会の議を経て行うものとする。
- 3 特定調達契約の場合において、申請者が登録事業者でないときは、開札のときに登録事業者であることを条件として、競争入札参加資格があることを確認するものとする。
- 4 申請書等の提出があった場合は、原則として、申請書等の提出期限の翌日から起算して10日以内に、申請者に対し競争入札参加資格の確認の結果を競争入札参加資格確認通知書(様式2。以下「資格確認通知書」という。)により通知しなければならない。
- 5 競争入札参加資格の確認のため必要と認める場合は、適当な期限を定めて申請書等の補正や追加資料の提出をさせる等の必要な指示をすることができる。
- 6 第4項の規定により競争入札参加資格有と通知された者で、落札決定までの間に競争入札参加資格を有しないこととなった者がある場合は、第4項の通知を取り消し、遅滞なく該当者に対しその旨通知しなければならない。ただし、入札公示に記載した開札日以後、落札決定までの間に有効期間の満了を理由として名古屋市競争入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。
- 7 競争入札参加資格がないと認めた者に対しては、第4項及び前項に定める通知においてその理由を付すとともに、所定の期限までに競争入札参加資格がないと認めた理由(以下「無資格理由」という。)について説明を求めることができる旨を記載しなければならない。

(競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第12条 競争入札参加資格がないと認められた者は、前条第4項に定める通知の期限の翌日又は同条第6項に定める通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、理事長に対して、書面により、無資格理由について説明を求めることができる。この場合において、理事長に提出する書面の様式は、任意のものとする。

- 2 理事長は、前項に定めるところにより無資格理由について説明を求められた場合は、原則として、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答しなければならない。
- 3 前項の回答は、原則として、契約審査会の議を経て行わなければならない。
- 4 説明を求めた者に競争入札参加資格があると認める場合は、前条第4項又は第6項の通知を取り消し、第2項に定める回答と併せて競争入札参加資格がある旨を通知しなければならない。

- 5 第1項に定める説明請求に対してなお競争入札参加資格がないと認めた場合は、第2項の回答においてその理由を付さなければならない。この場合において、特定調達契約、工事の請負契約又は工事に関する調査等の委託契約（測量、建築設計・監理、建築設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタント及び調査（工事・都市系のうち、地質調査業務委託に限る。）に係る契約をいう。以下同じ。）のときは、所定の期限までに再苦情申立てができる旨を記載しなければならない。

（再苦情申立て及び政府調達協定に関する苦情）

第13条 工事の請負又は工事に関する調査等の委託契約（特定調達契約を除く。）において、競争入札参加資格がないと認められた者で前条第1項に定める説明請求を行い、かつ同条第2項の規定による回答に不服のある者は、当該書面を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、理事長に対して再苦情の申立てをすることができる。

- 2 前項の再苦情の申立てについては、契約審査会が審議等を行うものとする。
- 3 特定調達契約における申請者又は供給者（公立大学法人名古屋市立大学が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。）は、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、別に定めるところにより、公立大学法人名古屋市立大学政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てをすることができる。

（入札保証金）

第14条 規程第5条第3項に規定する、理事長の定める職員は、契約担当者とする。

- 2 理事長は、一般競争入札を行う場合は、規程第6条各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、更生計画又は再生計画が認可されていないものについては、入札保証金の納付を免除することはできない。

（入札保証金に代えることができる担保）

第15条 規程第5条第5項第4号に規定する、入札保証金に代えることができる確実と認められる担保で理事長の定めるものは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に定める金融機関（以下「金融機関」という。）の保証とする。

- 2 規程第5条第5項第4号に規定する理事長の定める額は、金融機関の保証する金額とする。

（予定価格）

第16条 規程第2条の規定に基づき定める予定価格は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む金額とする。

- 2 理事長は、入札参加者が消費税等に係る課税事業者(以下「課税事業者」という。)であるか免税事業者(以下「免税事業者」という。)であるかにかかわらず、入札書には事業者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載させるものとし、入札公示又は入札説明書でその旨を明らかにしなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、非課税品目の調達等、前2項の規定によりがたいときは、理事長がそのつど取扱いを定めるものとする。

(金入設計書及び予定価格調書の取扱い)

第17条 名古屋市情報あんしん条例施行規程(平成16年名古屋市達第20号)第24条第5号の規定に基づき、工事又は製造の請負、物件の買入れ又は借入れ、役務の委託及び不用品の売払い等の施行決定に係る起案文書に添付する金入設計書については事業を主管する課等の長が、予定価格を事前公表しない契約の予定価格調書については決定又は代決権限を有する者が、それぞれ決裁終了後に封筒に入れて封紙(様式3)を封筒のとじしろのとじ目に貼付し、封紙の上縁及び下縁の2箇所に割印をしなければならない。

- 2 前項の規定により封印された金入設計書の封筒を開封する必要がある場合は、封筒のとじ目に沿って封紙を切り離し、その後、開封した者が、切り離された封紙に重ならないように別の封紙を貼付し、再度前項に定める封印を行わなければならない。

(予定価格の事前公表)

第18条 理事長は、別表3に定められた契約について競争入札に付す場合は、予定価格を事前公表するものとする。ただし、当該契約の履行可能者が極めて限定されていて入札参加者が少数になるおそれがある場合等予定価格を事前公表することにより適正な入札の執行に支障があると認める場合は、予定価格を事前公表せずに入札を実施することができる。

- 2 前項の規定により事前公表する予定価格は、第16条第1項の規定により定めた金額に110分の100を乗じて得た金額とする。
- 3 第1項の規定による予定価格の事前公表は、原則として、入札公示に記載することにより行うものとする。ただしこれによりがたい場合は、別の方法により公表することができるものとし、この場合、入札公示において予定価格を公表する時期、方法等を明らかにしなければならない。

(積算内訳書の作成)

第19条 理事長は、予定価格を事前公表した入札を行う場合は、入札参加者に積算内訳書を作成させるものとし、その旨を入札説明書で明らかにしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表しない入札の場合においても、必要と認める場合は、入札参加者に積算内訳書を作成させることができる。

(入札期日)

第20条 入札期日は、原則として、第9条第2項に定める質問書の提出期間の末日の翌

日から起算して8日(休日を含まない。)後の日とする。

(持参入札)

第21条 契約担当者は、持参入札の執行に先立ち、入札参加者に対し、資格確認通知書の写しの提示を求めることができる。

2 代理人によって持参入札しようとする者については、委任状を提出させることによってこれを確認するものとする。ただし、名義人が登録事業者の登録名義と一致する入札書を持参した者は名義人本人とみなす。

3 持参入札の開札は、原則として、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行うものとする。ただし、入札の終了後、直ちに開札を行うことが適切でない認められる場合には、入札期間及び開札日を別に定めて実施することができる。

4 持参入札の開札は、入札者を立ち合わせて行い、入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に係りのない本学職員を立ち合わせなければならない。

(特定調達契約における入札方法の特例)

第21条の2 理事長は、特定調達契約の場合においては、郵便入札を認めなければならない。

2 特定調達契約における入札参加者が前項の郵便入札を行う場合は、二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に入札参加者の商号又は名称、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、書留又は簡易書留により郵送しなければならない。

(入札の辞退)

第22条 入札参加者は、自己の入札の完了(持参入札の場合は入札書が入札箱に投入された時点、郵便入札の場合は入札書が入札担当部署に到達した時点とする。以下同じ。)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 理事長は、入札を辞退した者(所定の期限までに入札辞退届を提出した者に限る。)に対し、これを理由として、以後に不利益な取扱いをしてはならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第23条 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第24条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)競争入札参加資格を有しない者のした入札

(2)入札保証金(入札保証金に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)の納付を要する入札において、入札時限までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3)記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

(4)入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

- (5) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- (6) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (7) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (8) 予定価格を超過した金額を記載した入札(予定価格を事前公表した場合に限る。)
- (9) 積算内訳書の提示又は提出を求めている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた者のした入札
- (10) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- (11) 入札公示又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (12) 入札公示又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- (13) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (14) 申請書等の提出を求められたにもかかわらず申請書等を提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札
- (15) その他入札の条件に違反した入札

2 理事長は、落札決定前に、入札金額の錯誤その他のやむを得ないと認められる理由により契約の履行ができない旨の申し出をした者のした入札を、無効とすることができる。

(落札者の決定)

第25条 理事長は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、総合評価落札方式による入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が本学にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、規程第14条第1項及び第3項(総合評価落札方式による入札の場合は、会計規程第35条第3項)に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(総合評価落札方式による入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が本学にとって最も有利なものをもって入札した者。以下「落札者となるべき者」という。)以外の者を落札者とするすることができる。

(積算内訳書の確認)

第26条 契約担当者は、第19条の規定により入札参加者に積算内訳書を作成させたときは、落札者となるべき者に対して提示を求め、その確認を行った上で、落札決定を行うものとする。ただし、必要があると認める場合は、積算内訳書を提出させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価落札方式による入札を行う場合において、入札参加者に積算内訳書を作成させたときは、入札参加者全員に対しその提出を求め、落札者となるべき者の積算内訳書の確認を行った上で、落札決定を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、積算内訳書の作成を要する場合において郵便入札を行う者は、入札書と積算内訳書を同封して郵送しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の確認は、必要に応じて、積算内容を把握している設計担当課等の職員等が行うものとする。
- 5 理事長は、第1項から第3項までの確認において積算内訳書の提示又は提出がないと認めた場合は、その者のした入札は無効とする。
- 6 必要があると認める場合は、当該積算内訳書を提示又は提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をすることができる。
- 7 前項の指示に従わないとき又は理事長が当該積算内訳書について適切に積算が行われていないと認めた場合は、その者を落札者とせず、落札決定を行った後であっても、それを取り消すことができる。
- 8 前項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず、又は落札決定を取り消した場合は、当該入札における次順位者(予定価格の範囲内で落札者となるべき者から順に最低の価格をもって入札した者。ただし、総合評価落札方式による入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で落札者となるべき者から順に価格その他の条件が本学にとって最も有利なものをもって入札した者。以下同じ。)に積算内訳書の提示又は提出を求め、落札者となるべき者と同様の確認を行い、適切に積算が行われていることを確認した上で、落札決定を行うものとする。
- 9 前4項の取扱いについては、あらかじめ、入札説明書により明らかにしなければならない。

(低入札価格調査及び最低制限価格)

- 第27条 理事長は、次項で定める場合を除き、工事の請負契約に係る入札を行う場合は、原則としてあらかじめ低入札価格調査の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を定め、落札者となるべき者の入札金額がその金額に満たないときは、低入札価格調査を行うものとする。この場合、その者の入札価格では当該契約の内容及び適合した履行がされないこととなるおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とししないものとする。
- 2 理事長は、予定価格が1億円未満の工事の請負契約に係る一般競争入札(総合評価落札方式の場合を除く。)を行う場合は、原則としてあらかじめ最低制限価格を定めるものとする。この場合、落札者となるべき者の入札金額がその金額に満たないときは、その者を落札者とししないものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、理事長があらかじめ必要と認める場合は、製造の請負又は役務の委託契約に係る入札において、低入札価格調査を行うことができる。
 - 4 低入札価格調査及び最低制限価格について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(再度入札)

- 第28条 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに(郵便入札を行った者がいる場合は、別に日時等を指定して)、再度入札を行うものとする。
- 2 前項に定める再度入札は、原則として、2回(初度入札を含め3回)を限度とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表した入札の場合は、再度入札を行わないものとする。
- 4 初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。

(くじによる落札者の決定)

第29条 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに(郵便入札を行った者がいる場合は、契約担当者が指定する日時及び場所において)、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

- 2 当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、この者に代えて、当該入札事務に関係のない本学職員にくじを引かせるものとする。

(入札の延期又は中止等)

第30条 理事長は、天災地変があった場合は、入札を延期し若しくは中止し、又は入札方法を変更することができる。

- 2 予定価格を事前に公表した一般競争入札において入札者が1者となった場合は、特定調達契約の場合及び郵便入札の場合を除き、入札を中止するものとする。
- 3 特定調達契約において第13条第3項に定める苦情申立てがあった場合は、当該入札を延期又は中止することができる。
- 4 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前3項その他の事由により入札を中止した場合であっても同様とする。

(入札談合に関する情報への対応)

第31条 本学職員は、本学が発注する契約について入札談合に関する情報があった場合は、直ちに、別に定める公立大学法人名古屋市立大学公正入札調査委員会の委員長へ、書面(様式4)により報告しなければならない。

- 2 入札談合に関する情報があった場合その他談合の疑いがある場合の対応について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(特定調達契約の記録)

第31条の2 理事長は、特定調達契約の場合においては、特例規程第14条第2項各号に掲げる事項のほか次の各号に定める事項を記録し、保管しなければならない。

- (1) 履行期限又は履行期間
- (2) 申請書等を提出した者、競争入札参加資格の確認の結果、入札者及び開札立会者の氏名
- (3) 入札年月日
- (4) 開札結果
- (5) 入札方式及び落札者の決定方法
- (6) 契約締結年月日
- (7) 特例規程第14条の規定により落札者の公示をした年月日

(日数の変更)

第32条 理事長は、第9条から第11条まで及び第20条に定める期間又は期限について、必要と認める場合は変更することができる。

2 特定調達契約の場合における前項の変更は、特例規程第7条に定める期間の制限の範囲内に限るものとする。

第3章 入札後資格確認型一般競争入札

(入札保証金)

第33条 入札後資格確認型一般競争入札を行う場合は、入札保証金の納付は免除とする。

(入札説明書に対する質問)

第34条 理事長は、工事の請負契約に係る入札後資格確認型一般競争入札を行う場合において、入札説明書に対する質問書の提出があったときは、その質問に対する回答書を閲覧に供さなければならない。

2 質問書の提出期間及び提出方法は、理事長が指定し、入札公示又は入札説明書に記載するものとする。

(落札候補者の決定)

第35条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札候補者として決定し、落札決定は保留するものとする。

2 契約担当者は、落札候補者及び次順位者(原則2者以上)の商号又は名称、その入札金額及び当該落札候補者の資格審査を行った上で後日落札決定する旨を、入札者全員に明らかにするものとする。

3 理事長は、当該落札候補者に競争入札参加資格がないと認められた場合又は当該落札候補者の入札が無効とされた場合は、次順位者を落札候補者と決定するものとする。

(申請書等の提出)

第36条 契約担当者は、前条の規定により落札決定を保留した場合は、速やかに落札候補者に対し、入札公示に示す申請書等の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、原則として、前項の提出を求めた日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に申請書等を提出しなければならない。

3 契約担当者は、前項による申請書等の提出があった場合において、競争入札参加資格の確認のため必要と認めるときは、適当な期限を定めて申請書等の補正や追加資料の提出をさせる等の必要な指示をすることができる。

4 理事長は、落札候補者が第2項の規定による提出期間内に申請書等を提出しないとき又は落札候補者が前項の指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無

効とすることができる。

(競争入札参加資格の確認)

第37条 理事長は、入札後資格確認型一般競争入札における競争入札参加資格の確認は、落札候補者に対してのみ行うものとする。確認の結果、当該落札候補者について競争入札参加資格がないと認めた場合は、第35条第3項の規定に基づき、次順位者について競争入札参加資格の確認を行い、以後、競争入札参加資格があると認める者が確認されるまで行うものとする。

2 前項の確認は、原則として、契約審査会の議を経て行うものとする。ただし、当該落札候補者について入札参加資格があると認める場合は、契約審査会の議を省略することができる。

3 第1項に定める競争入札参加資格の確認は、特別に定めをしたものを除き、入札公示に記載した開札日現在により行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、入札公示に記載した開札日以後、落札決定までの間に競争入札参加資格を満たさなくなった者は、競争入札参加資格がないものとする。ただし、有効期間の満了を理由として競争入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

5 競争入札参加資格の確認の結果、当該落札候補者について競争入札参加資格があると認めるときは、その者を落札者と決定するものとする。

6 競争入札参加資格の確認の結果、当該落札候補者について競争入札参加資格がないと認めた場合は、その者に対しその旨を資格確認通知書により通知しなければならない。

7 前項の通知においては、その理由を付すとともに、所定の期限までに無資格理由について説明を求めることができる旨を記載しなければならない。

(競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第38条 競争入札参加資格がないと認められた者は、前条第6項に定める通知を受けた日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、理事長に対して、書面により、無資格理由について説明を求めることができる。この場合における書面の様式は任意のものとする。

2 理事長は、前項に定めるところにより無資格理由について説明を求められた場合は、原則として、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答しなければならない。

3 前項の回答は、原則として、契約審査会の議を経て行わなければならない。

4 第1項に定める説明請求に対してなお競争入札参加資格がないと認めた場合は、第2項の回答においてその理由を付さなければならない。この場合において、工事の請負又は工事に関する調査等の委託契約のときは、所定の期限までに再苦情申立てができる旨を記載しなければならない。

(入札後資格確認型一般競争入札における再苦情申立て)

第39条 工事の請負又は工事に関する調査等の委託契約において、競争入札参加資格がないと認められた者で前条第1項に定める説明請求を行い、かつ同条第2項の規定による回答に不服のある者は、当該書面を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、理事長に対して再苦情の申立てをすることができる。

2 前項の再苦情の申立てについては、契約審査会が審議等を行うものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第40条 第3条から第8条まで、第16条から第19条まで、第21条、第22条から第24条まで及び第25条第2項から第31条までの規定(総合評価落札方式に関する規定を除く。)は、入札後資格確認型一般競争入札を行う場合にこれを準用する。この場合において、第7条中「参加申請」とあるのは「入札」と、第8条第2項第4号中「第11条第5項」とあるのは「第36条第3項」と、同項6号中「次条」とあるのは「第34条」と、同項第7号中「第11条及び第12条」とあるのは「第37条及び第38条」と、第26条第1項及び第2項中「落札決定」とあるのは「落札候補者の決定」と、第27条第1項及び第2項中「落札者」を「落札候補者」と、第29条第1項中「落札」とあるのは「落札候補」と、「落札者」とあるのは「落札候補者」と読み替えるものとする。

第4章 指名競争入札

(指名の原則)

第41条 理事長は、指名競争入札を行う場合は、当該契約に係る業種及び品目等における、第46条に定める指名競争入札執行通知をする日(以下「指名通知日」という。)現在での名古屋市における登録事業者(等級区分の設けてある契約にあっては当該契約の発注予定金額に対応する等級(以下「対応等級」という。)に格付けされた者)のうちから、次の各号に掲げる事項を考慮して指名を行わなければならない。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 当該契約についての技術的適性又は履行能力
- (4) 当該契約についての地理的条件
- (5) 既契約の履行成績
- (6) 手持工事等の状況
- (7) 官公庁他との契約実績

2 一の指名競争入札において、第7条第1項各号に定める組合と当該組合の組合員との双方を同時に指名してはならない。

3 指名通知日現在において指名停止又は排除措置の期間中の者及び第6条第1項各号のいずれかに該当する者を指名してはならない。ただし同条第2項の認定を受けた者を除く。

4 落札決定までの間に、入札参加者が第4条第1項各号に定める競争入札参加資格その他必要な資格を満たさなくなった場合は、その者の指名を取り消すものとする。こ

の場合において、第4条第1項第4号及び第6号中「入札公示」とあるのは「指名競争入札執行通知」と読み替えるものとする。ただし、第46条に定める指名競争入札執行通知に記載した開札日以後、落札決定までの間に有効期間の満了を理由として競争入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

(指名の特例)

第42条 前条第1項の規定にかかわらず、理事長は、等級区分の設けてある契約に係る入札参加者の指名を行う場合において、特に必要があると認められるときは、指名しようとする者の総数のおおむね2分の1を超えない範囲において、当該契約に係る対応等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた者のうちから、同条第1項各号に掲げる事項を考慮して指名することができる。

2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、等級区分の設けてある契約に係る入札参加者の指名を行う場合において、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約に係る対応等級以外の等級に格付けされた者を、同条第1項各号に掲げる事項を考慮して指名することができる。

(1)特に急施を要するとき

(2)特別な技術又は経験を要するとき

(3)対応等級に格付けされた者が少数であるため、適正な入札の執行をすることができないとき

(4)当該会計年度における発注件数が極めて少ないとき

3 前条第1項及び前2項の規定にかかわらず、等級区分の設けてある契約に係る入札参加者の指名を行う場合において、当該契約に係る対応等級以外の等級に格付けされている者のうちに次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、当該各号のいずれかに該当する者を、同条第1項各号に掲げる事項を考慮して指名することができる。

(1)関連工事の施行者(関連工事の施行成績が良好でない者を除く。)

(2)物品の買入れ契約で当該契約に係る品目と同一品目の物品について契約実績を有する者

(優先指名)

第43条 理事長は、第41条第1項又は前条の規定により入札参加者の指名を行う場合において、次の各号のいずれかに該当する者(以下「優先指名対象者」という。)があるときは、他の者に優先して指名することができる。

(1)なごやSDGsグリーンパートナーズ実施要綱(令和3年3月26日環境局環境都市推進監決裁)第6条第1項の規定により認定エコ事業所若しくは認定優良エコ事業所に認定された者又は市内所在の事業所でISO14001の認証を取得した者

(2)名古屋市による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針実施要綱(16健障福第885号)第5条第1項の規定により障害者雇用促進企業に認定された者

(3)名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度実施要綱(平成19年11月5日子ども青少年局長決裁)第7条第1項の規定により子育て支援企業に認定された者

- 2 前項の優先指名は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。
 - (1) 入札参加者を指名する際に、優先指名対象者を優先的に指名し、他の事業者と合わせて、競争性が確保できる指名数となるようにする。
 - (2) 入札参加者を指名する際に、優先指名対象者を指名する枠を別途設ける。
 - (3) 優先指名対象者の数により、競争性が十分確保できる場合は、優先指名対象者のみを指名する。
- 3 優先指名対象者の優先指名については、それぞれの契約の性質等に応じ、指名回数を増やすように努めるものとする。

(指名にあたっての配慮事項)

第44条 理事長は、第41条及び第42条の規定により指名を行おうとする場合は、地元中小企業者の受注の機会の増大について配慮するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を考慮して、指名が特定の者に偏しないようにしなければならない。

(入札参加者の指名数)

第45条 規程第18条第1項の規定にかかわらず、工事の請負契約に係る入札参加者の指名数は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、特別共同企業体が施工する場合又は契約の性質その他の理由によりこれらにより難しい場合は、この限りでない。

- (1) 発注予定金額 1,000万円以上の契約 9者以上
- (2) 発注予定金額 1,000万円未満の契約 6者以上

(特定調達契約に係る指名の特例)

第45条の2 特定調達契約において入札参加者の指名を行う場合の第41条第1項第4号の規定の適用については、同号中「地理的条件」とあるのは「地理的条件(入札参加者の事業所の所在地に関する条件を除く。)」と読み替えるものとする。

- 2 特定調達契約において入札参加者の指名を行う場合は、第43条及び第44条の規定は適用しないものとする。
- 3 理事長は、前2項に定めるもののほか、特定調達契約において入札参加者の指名を行う場合は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)における内外無差別の原則に沿って、適正な選定を行わなければならない。
- 4 特定調達契約につき入札参加者を指名した場合において、現に指名している者が特例規程第8条第2項の規定により公示されている同項に定める指名されるために必要な要件を満たさないことが明らかとなったときは、当該指名を取り消すものとする。

(指名競争入札執行通知)

第46条 理事長は、指名競争入札を行う場合は、少なくとも入札期日の前日から起算して2日(休日を含まない。)前までに、その指名する者に次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 入札に付する事項

- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札の方法
- (4) 総合評価落札方式による入札の場合は、その旨及び価格その他の条件が本学にとって最も有利なものを決定するための基準
- (5) 入札の場所及び日時（入札期間及び開札日時を別に定めた場合にあつては、入札書の提出場所及び提出期間並びに開札の場所及び日時）
- (6) 入札金額を総額で表示するか単価で表示するかの区分
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 入札が無効となる事由
- (9) その他必要な事項

(指名競争入札の入札保証金)

第47条 理事長は、指名競争入札を行う場合は、入札保証金の納付を免除することができる。

(入札の中止等)

第48条 初度入札において入札者が1者となった指名競争入札は、特定調達契約の場合及び郵便入札の場合を除き、入札を中止し、仕様を変更し又は指名業者を入れ替える等して、新たな契約として入札に付すものとする。ただし、他に当該契約の履行が可能な登録事業者がない等やむを得ない事由がある場合は、規程第20条の規定に基づき、随意契約をすることができる。

(入札談合に関する情報への対応)

第49条 第31条の規定は、指名競争入札を行う場合にこれを準用する。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第50条 第13条第3項、第14条第3項から第19条まで、第21条第2項から第26条まで、第28条から第30条第1項、第3項及び第4項まで及び第31条の2の規定は、指名競争入札を行う場合にこれを準用する。この場合において、規定中「入札公示」とあるのは「指名競争入札執行通知」と、第13条第3項中「申請者又は供給者」を「供給者」と、第16条第1項中「規程第2条」とあるのは「規程第19条により準用された規程第2条」と、第25条第2項中「規程第14条第1項」とあるのは「規程19条により準用された規程第14条第1項」と、第30条第4項中「前3項」とあるのは「第1項及び前項」と読み替えるものとする。

2 第27条の規定中、低入札価格調査にかかる規定は、指名競争入札を行う場合において、理事長が必要と認めるときにこれを準用することができる。

第5章 随意契約

(随意契約の事由)

第51条 理事長は、規程第20条の規定に基づき、契約の内容の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断して随意契約を締結するものとし、その締結にあたっては、その理由を十分に整理しておかなければならない。

(随意契約の相手方の制限)

第52条 理事長は、指名停止又は排除措置の期間中の者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合において、契約審査会の議を経たときは、この限りでない。

(予定価格等)

第53条 規程第21条の規定に基づき定める予定価格は、消費税等を含む金額とする。

2 第17条の規定は、随意契約を行う場合にこれを準用する。ただし、少額随意契約を行う場合は、同条の規定中金入設計書及び予定価格調書に係る取扱いは省略することができる。

(見積書の徴取)

第54条 理事長は、随意契約を行う場合は、2者以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約をしようとする者からのみで見積書によることができる。

(1) 予定価格が50万円以下のものについて契約する場合

(2) 特に販売価格の定まったものについて契約する場合

(3) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないものについて契約する場合

(4) 緊急を要するものについて契約する場合

(5) 規程第20条第4号から同条第7号までに定める事由に該当する場合

2 前項の規定にかかわらず、契約の性質上、見積書を徴取しがたいと認められる場合は、見積書の徴取を省略することができる。

3 見積書の徴取にあたっては、第44条に定める事項に十分配慮しなければならない。

(少額随意契約)

第55条 理事長は、随意契約をしようとする場合において、規程第20条第8号に定める随意契約(以下「少額随意契約」という。)ができるときは、規程第20条第1号から第7号までのいずれかに該当する場合であっても、少額随意契約により契約を締結するものとする。

(随意契約における優先的な事業者選定)

第56条 理事長は、第54条第1項の規定により見積書を徴取する場合は、優先指名対象者から優先的に見積書を徴取するよう努めるものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第56条の2 第13条第3項の規定は、特定調達契約を随意契約で行った場合にこれを準用する。この場合において、同条第3項中「申請者又は供給者」を「供給者」と読み替えるものとする。

第6章 契約の締結

(消費税等)

第57条 契約金額は、契約の相手方が課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、入札書又は見積書(明確に税込の金額が記載された見積書(以下「税込見積書」という。))を除く。)に記載された金額(以下「見積金額」という。)に100分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加算した金額とする。

- 2 理事長は、契約の相手方が課税事業者である場合は、その取引に課される消費税等の金額を明らかにするため、契約書(規程第24条第2項に該当する場合は請書)に前項に定める契約金額(税込見積書の場合は記載された金額)に、前項において加算した金額(税込見積書の場合は、記載された金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額))も記載するものとする。契約の相手方が課税事業者と免税事業者とで結成された共同企業体である場合は、見積金額に課税事業者の出資割合を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を記載するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、単価による契約の場合又は非課税品目の調達の場合等、前2項の規定によりがたいときは、理事長がそのつど取扱いを定めるものとする。
- 4 契約の相手方が課税事業者であるか免税事業者であるかの確認は、免税事業者届出書(様式5)によるものとし、届出書の提出のない事業者は、課税事業者として取り扱うものとする。

(契約保証金)

第58条 理事長は、規程第26条に定めるところにより、契約を締結しようとする者に契約保証金を納付させるものとする。ただし、規程第27条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者のうち更生計画又は再生計画が認可されていないものを契約の相手方とする場合は、契約保証金の納付を免除することはできない。

(契約保証金に代えることができる担保)

第59条 規程第5条第5項第4号を準用する規程第26条第3項により規定する、契約保証金に代えることができる確実と認められる担保で理事長の定めるものは、金融機関の保証及び前払保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に定める保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証とする。

2 規程第26条第3項において準用する規程第5条第5項第4号に規定する理事長の定める額は、金融機関又は前払保証事業会社の保証する金額とする。

(工事の請負契約における契約の保証)

第60条 工事の請負契約における契約の保証について必要な事項は、前2条に定めるほか、理事長が別に定めるものとする。

(損害賠償)

第61条 理事長は、談合その他の不正行為があったときの損害賠償に関する条項を契約書又は請書に記載しなければならない。

2 損害賠償について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(工事の請負契約における賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第62条 契約期間が長期にわたる工事の請負契約において、契約の締結後、賃金又は物価の変動により契約金額が不相当となったと認められる場合の、当該契約金額の変更手続等について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(特定調達契約の入札結果等の公表)

第62条の2 規程第50条の2の規定にかかわらず、理事長は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、特例規程第14条の規定に基づき、公示をしなければならない。

第7章 工事の請負契約等における苦情申立て

(説明請求)

第63条 予定価格が2,000万円以上の指名競争入札による工事の請負又は工事に関する調査等の委託契約(特定調達契約の場合を除く。)で、当該指名競争入札において指名した者と同じ業種の登録事業者で、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服があるものは、理事長に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

2 契約金額が2,000万円以上の随意契約による工事の請負又は工事に関する調査等の委託契約(特定調達契約の場合を除く。)で、契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者(工事の請負契約にあっては当該随意契約において契約の相手方とされた者と同じ業法の(昭和24年法律第100号)第3条に定める許可を有する者に、工事に関する調査等の委託契約にあっては当該随意契約において契約の相手方とされた者と同じ業種の登録事業者に限る。)は、理事長に対して契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(説明請求のできる期間等)

第64条 前条に定める説明請求は、理事長が指名した者又は随意契約の相手方の商号又は名称の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、申立者の商号又は名称、住所、電話番号、申立ての対象となる工事名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等について記載した書面により行わなければならない。この場合における書面の様式は任意のものとする。

- 2 理事長は、前条に定める説明請求があった場合は、原則として、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。この場合、次条に定める再苦情の申立てができる旨を教示しなければならない。
- 3 申立期間の経過その他申立ての適格を欠くことが明らかであると認められる場合は、その申立てを却下することができる。

(再苦情申立て)

第65条 第63条に定める説明請求を行い、かつ前条第2項の規定による回答に不服のある者は、当該書面を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、理事長に対して再苦情の申立てをすることができる。

- 2 前項の再苦情の申立てについては、契約審査会が審議等を行うものとする。

第8章 契約審査会

(契約審査会の設置)

第66条 理事長は、入札及び随意契約(以下「入札等」という。)手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、また本学における契約事務の統一的処理を確保するため、契約審査会を設置する。

- 2 契約審査会は、発注予定金額等に応じて、区分して設置することができる。
- 3 契約審査会の設置、審議対象とする契約、委員の定数、前項の規定により契約審査会を区分して設置する場合の各審査会の所掌事務及び委員等その他契約審査会の運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

(契約審査会の審議事項)

第67条 契約審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札参加資格に関する事項
- (2) 競争入札参加資格の有無の確認に関する事項
- (3) 競争入札参加資格がないと認められた者からの理由の説明要求への対応に関する事項
- (4) 入札参加者の指名及び契約の相手方の選定に関する事項
- (5) 入札方式の決定及び随意契約によることの可否に関する事項
- (6) 予定価格の事前公表の可否に関する事項
- (7) 低入札価格調査に関する事項(理事長から意見を求められた場合に限る。)
- (8) 本学による指名停止に関する事項

- (9) 第13条、第39条及び第65条の再苦情の申立てへの対応に関する事項
 - (10) 本学による指名停止等の措置にかかる再苦情の申立てへの対応に関する事項
 - (11) 入札談合の疑いがある場合における本学の対応としての落札若しくは落札候補者の決定取消し、契約解除又は入札参加者選定のくじの実施に関する再苦情の申立てへの対応に関する事項
 - (12) 契約事務の改善及び連絡調整に関する事項
 - (13) 既に締結した契約の変更に関する事項
 - (14) その他委員長が必要と認める事項
- 2 前項第5号に掲げる事項のうち、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、履行方法等）による企画競争（プロポーザル方式、コンペ方式など）により契約の相手方を選定しようとするものについては、次の各号に掲げる事項を審議する
- (1) 企画競争により契約の相手方を選定することの可否に関する事項
 - (2) 企画競争の提案者を公募する場合における参加資格の設定に関する事項
 - (3) 前号の参加資格の有無の確認に関する事項
 - (4) 企画競争の提案者を指名する場合における指名に関する事項
 - (5) 選定委員会の構成に関する事項
 - (6) 選定委員会による審査結果の確認に関する事項
 - (7) 前項の審査結果に疑義があると認められた場合の措置に関する事項
- 3 第1項第9号から第11号までの審議の手續等については、理事長が別に定める。

（契約審査会の審議結果の尊重）

第68条 理事長は、契約事務の執行に関し自己の権限に属する事項を決定しようとする場合において、あらかじめ契約審査会で審議されたときは、その審議結果を尊重しなければならない。

（契約審査会の審議結果の記録）

第69条 契約審査会は、審議結果として次の各号に定める事項を記録しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者（職名）
- (3) 一般競争入札における申請者名及びその資格の有無並びに資格がないと認めた場合のその理由
- (4) 指名競争入札における指名業者名及び指名理由
- (5) 随意契約によることの可否、選定業者名及び選定理由
- (6) その他委員長が必要と認める事項

(契約事務の運用状況の報告)

第70条 理事長は、会計規程第7条3項の規定により定める経理責任者に対し、契約事務の運用状況について報告を求めることができる。

(預り金の利子)

第71条 会計規程第23条に規定する預り金には、利子を付さない。

(事務手続)

第72条 この要綱に定めるもののほか、契約事務の手続について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、発布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月9日から施行する。

附 則 (平成25年12月6日 一部改正)

この要綱は、平成25年12月6日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号。以下「消費税法改正法」という。)第二条の規定による改正前の消費税法(以下「旧消費税法」という。)第二十九条に規定する税率が適用となる契約(長期継続契約の場合は、履行期間の始期において、旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用となる契約)及び消費税法改正法第二条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率が適用となる契約で旧消費税法第二十九条に規定する税率を適用して契約事務の手続を執行している契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日 一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日 一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日 一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月1日 一部改正）

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日 一部改正）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日 一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月1日 一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月1日 一部改正）

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表 1

| 契約の種別 | 予定価格等 | 入札方式 |
|----------|------------|----------------------------|
| (1) 工事請負 | 特定調達契約 | 一般競争入札 |
| | 5,000 万円以上 | 入札後資格確認型一般競争入札 |
| | 5,000 万円未満 | 指名競争入札 |
| (2) 業務委託 | 特定調達契約 | 一般競争入札 |
| | 特定調達契約以外 | 入札後資格確認型一般競争入札 又は指名競争入札 |
| (3) その他 | 特定調達契約 | 一般競争入札 |
| | 特定調達契約以外 | 入札後資格確認型一般競争入札 又は指名競争入札 |

(注 1) 理事長が必要と認める場合は、入札後資格確認型一般競争入札としているものについては一般競争入札で実施し、指名競争入札とされているものについては一般競争入札又は入札後資格確認型一般競争入札で実施することができる。

別表 2

| 業種 | 等級 |
|------------|----|
| (1) 一般土木工事 | B |
| | C |
| | D |
| (2) 建築工事 | B |
| | C |
| | D |
| (3) 電気工事 | B |
| | C |
| (4) 管工事 | B |
| | C |
| (5) 屋外照明工事 | B |
| (6) 舗装工事 | C |
| (7) 造園工事 | B |

別表 3

| |
|-------------------------|
| 契約の種類 |
| (1) 工事請負 |
| (2) 国等で公表された基準で積算した業務委託 |

競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

公立大学法人名古屋市長

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

年 月 日付で公示のありました「 (入札件名) 」に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、本件に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、本件の入札公示に定める競争入札参加資格◎(○)及び(○)を満たしていること並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(注 競争入札参加資格◎(○)については、この要綱第4条第1項第6号の競争入札参加資格に該当する入札公示の条項番号を記載する。)

記

添付資料

競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

様

公立大学法人名古屋市立大学理事長

先に申請のありました 〇〇 に係る競争入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので、通知します。

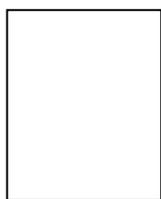
記

| | | |
|-----------------|--------------------------------|--|
| 公 示 日 | 年 月 日 | |
| 件 名 | | |
| 競争入札参加 資格の有無 | 有 | |
| | 無 | |
| | 競争入札参加 資格がないと 認めた理由 | |
| 入札保証金 の納付 | 入札公示〇〇により、納付してください。（納付を免除します。） | |

なお、競争入札参加資格がないと通知された方は、競争入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに（事業主管課名）へ、その旨を記載した書面を提出してください。

様式3



白色。 たて横は、およそ 2.5×2 cmとする。

様式4

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

| | |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報を受けた日時 | 年 月 日 () 時 分 |
| 件 名 | |
| 開 札 (予 定) 日 | 年 月 日 () 時 分 |
| 情 報 提 供 者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関 ・ その他 役職・氏名・連絡先等 |
| 受 信 者 | |
| 情 報 手 段 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話 ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道 |
| 情 報 内 容 | |
| 応 答 の 概 要 | |
| 当該案件の問合せ先 | |

様式5

免税事業者届出書

年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学理事長

所在地

商号又は名称

印

下記の期間については、消費税及び地方消費税の免税事業者(消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者をいう。)であるのでその旨届け出ます。

記

課税期間 自 年 月 日

至 年 月 日